

鯖江市住民税均等割のみ課税世帯に対する低所得者支援給付金申請書(請求書)
(均等割のみ課税・子ども加算分・子ども加算追加分)

支給市区町村(※令和5年12月1日時点の市区町村)
鯖江市長 殿



裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェック(☑)しました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況

○ 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する課税証明書または非課税証明書の添付が必要となる場合があります。(該当者全員)

No.	(フリガナ) 氏名	申請者との 続柄	個人番号	現住所と令和5年 1月1日時点の住所 が異なる	異なる場合には令和5年 1月1日時点の住所を記載	※給付金加算対象児童について (同居・別居 別居の場合住所を記載)
	生年月日		□現住所と同一 □異なる			
1	(申請者)	本人		□現住所と同一 □異なる		
2			大・昭・平・令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる		□給付金加算対象児童である 同居・別居 住所:
3			大・昭・平・令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる		□給付金加算対象児童である 同居・別居 住所:
4			大・昭・平・令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる		□給付金加算対象児童である 同居・別居 住所:
5			大・昭・平・令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる		□給付金加算対象児童である 同居・別居 住所:

※ 給付金加算対象児童の範囲は、以下のとおりです。
ア 令和5年12月1日時点で上記「1. 申請者(世帯主)」と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)
イ 令和5年12月2日以降に生まれた新生児
ウ 別世帯だが扶養している児童
※ウに該当する場合は別途申立書(任意様式)の提出が必要です

3. 振込口座(原則、1. の申請者名義の口座とします。)

以下のいずれか1つのチェック欄(□)に✓を入れて下さい。

□ ① 世帯主(申請者)名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)

※ マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。

□ ② 下記の口座への振込を希望します。(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください)

※②を選択した場合、下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めして記入して下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
金融機関コード	1 銀行 5 農協 2 金庫 6 准協 3 信託 7 信濃 4 信連 連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄に記入して下さい)	通帳番号 ※右詰めして記入して下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入して下さい。	1		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、鯖江市健康福祉部社会福祉課(電話 0778-53-2216)にお問い合わせください。※平日午前9時～午後5時以外の時間帯は応答できません。

裏面も必ずご確認ください

4. 申請額・請求額

基本給付請求額	100,000円
---------	----------

加算給付請求額	円
---------	---

加算給付内訳

対象児童数 (「2. 給付金対象児童に チェックした人数」)	人
--------------------------------------	---

× 50,000円 = 加算給付 円

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(☑)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 鯖江市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
- ア 世帯の全員が、令和5年度住民税所得割を課されていない。
イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、親や子ども等、家族に確認して下さい。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
エ 既に電力・ガス・食料品等価格高騰対策家計支援給付金(7万円)の支給(子ども加算分含む)を受けた世帯ではありません。
 - 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
 - 既に給付金(給付金加算対象児童全員分の子ども加算分含む)の支給を受けた世帯ではありません。
(他区市町村において同様の要件で支給された住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)および子ども加算分(児童1人当たり5万円)を含む)
 - 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、鯖江市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める、提供することに同意します。
 - 公簿等で確認できない場合は、世帯の全員が必要な関係書類の提出を行います。
 - 本申請書は、鯖江市において支給決定をした後、給付金の請求書として取り扱います。
 - 鯖江市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年8月31日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、給付金が支給されないことに同意します。
 - 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還します。

提出書類

- 鯖江市住民税均等割のみ課税世帯に対する低所得者支援給付金申請書(請求書)
(均等割のみ課税・子ども加算分・子ども加算追加分)(本書)
※必要事項の記載漏れがないかを確認して下さい。
- 『申請者(世帯主)本人確認書類の写し(コピー)』
※申請者(世帯主)の運転免許証(裏面含む)、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険被保険者証、パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)を添付して下さい。
※上記の各書類は、本申請書(請求書)提出時の住所地と一致しているもの、有効期限内のもの(有効期限がある場合)に限り有効です。
※代理人が本申請書(請求書)により支給の申請をする場合には、当該代理人に関する本人確認書類の写し(コピー)もあわせて添付して下さい。
※代理人が本申請書(請求書)により支給の申請をする場合には、委任状の添付が必要です。なお、代理人が法定代理人に該当する場合には、委任状の添付は不要ですが、対象者および代理人の本人確認書類に加え、登記事項証明書および代理権目録(対象者本人が成年被後見人の場合は、登記事項証明書のみ)の写しを添付して下さい。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳(見開き部分)やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付して下さい。
- (「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※本書における【誓約・同意事項】へのチェック漏れや必要事項の記載漏れ、添付書類の不備はありませんか。
本書提出後、チェック漏れや記載漏れ、添付書類の不備が判明した場合、本書は受理されず、現住所地へ返送されますのでご了承下さい。

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名